

経営学研究科学位授与基準に関する申し合わせ

(趣 旨)

第1条 本学大学院経営学研究科（以下「研究科」という。）における修士及び博士の学位認定の
手続きについては、「西南学院大学学位規則」（以下「学位規則」という。）の定めるもののほか、
この「経営学研究科学位授与基準に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）による。

(修士論文の申請資格)

第2条 修士の学位を申請できる者は、学位規則第4条に定めるところによる。

2 修士の学位を申請する者は、学位論文提出前に研究内容に関して指導教授及び審査委員を含
む複数の教員から事前に中間報告会で指導を受け、その後指導教授から修士論文提出の許可を
受けるものとする。

(修士論文の審査委員会)

第3条 修士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の教員から
なる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員
を審査委員に加えることができる。

(修士論文発表会の公開)

第4条 修士の学位の申請者が論文内容を口述発表するにあたっては、審査委員会の議を経て、
これを公開で行うものとする。

(修士論文の評価基準等)

第5条 審査委員会は、提出された修士論文について査読を行い、その後最終試験にあたる口頭
試問を実施し、合議によって評価を決定して研究科委員会に報告する。

2 審査委員会の評価報告に基づいて、研究科委員会が修士の学位認定の判定を行う。

3 提出された修士論文の審査及び最終試験については、「西南学院大学大学院学則」（以下「大
学院学則」という。）に定める研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な評価項目として、
公正かつ慎重に行うものとする。

- (1) 研究分野に関する知識の適切性
- (2) 研究テーマ及び研究内容の適切性
- (3) 論旨の明瞭さと文章の完成度

(博士論文の申請資格)

第6条 博士の学位を申請できる者は、学位規則第14条及び第22条に定めるところによる。

2 博士の学位を申請する者は、学位論文提出前に研究内容に関して、指導教授及び審査委員を
含む複数の教員から事前評価を受け、その後指導教授から博士論文提出の許可を受けるもの
とする。

(博士論文の審査委員会)

第7条 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の教員から
なる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員

等を審査委員に加えることができる。

(博士論文発表会の公開)

第8条 博士の学位の申請者が論文内容を口述発表するにあたっては、審査委員会の議を経て、これを公開で行うものとする。

(博士論文の評価基準等)

第9条 審査委員会は、提出された博士論文について査読を行い、その後最終試験にあたる口頭試問を実施し、合議によって評価を決定して研究科委員会に報告する。

2 審査委員会の評価報告に基づいて、研究科委員会が博士の学位認定の判定を行う。

3 提出された博士論文の審査及び最終試験については、大学院学則に定める研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な評価項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

(1) 研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性

(2) 研究の位置づけと貢献内容の明確さ

(3) 論文の体系性と一貫性

(4) 文献参照範囲の適切性

(5) 文章の明瞭さと論旨の明確性

(6) 論文発表の適切性

(審査結果の公表)

第10条 博士論文の最終判定及び評価報告書の内容は、決定後すみやかに公表するものとする。

(所管部署)

第11条 この申し合わせに関する事務は、大学院事務室の所管とする。

(申し合わせの改廃)

第12条 この申し合わせの改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会が行うものとする。

附 則

この申し合わせは、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2015（平成27）年1月27日から施行し、2014（平成26）年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、2018（平成30）年1月23日から施行する。